

脱退慰労金の返還等に関する決議

旧磐田市外2組合職員互助会は、旧磐南5市町村の合併に伴い解散したが、その際に職員の掛金及びそれと同額の旧磐田市からの交付金により積み立てられた運営費約10億4千万円を脱退慰労金として、引き続き新磐田市の職員となる旧磐田市の職員に支給した。

また、本年5月に参議院の要求により行われた会計検査院の实地検査の結果、合併による経緯は理解できるが極めて多額であること及び脱退慰労金の是非については言えないが、参議院に報告すべき事例であるとのことであった。

以上のことが10月13日に市長より全議員に報告がなされたが、脱退慰労金の支給の手続きにおいては法令上等の問題はないとしても、支給された脱退慰労金の半額は公金であり、しかも多額であること及び県内において公金が含まれた脱退慰労金を支給したのは、旧磐田市外2組合職員互助会のみであることは、理解しがたいものである。旧磐田市職員の共済制度に関する条例の第8条では、「市長は互助会の業務を監督し、必要な報告を求めることができる。」とあり、市長の責任は重大である。

磐田市議会としても、市民の負託に十分に答えるために、各種団体への交付金については、今後も審査上の課題として認識するものである。

よって、市当局におかれては、市民感情を踏まえ、十分な市民への説明を果たすとともに、下記のとおり速やかな対応を強く要請する。

記

- 1 職員への十分な説明及び理解が得られるよう努めたのちに、支給された脱退慰労金の公金相当分の職員からの返還が、円滑に行われるよう努力すること。また、その返還方法についても配慮すること。
- 1 職員互助会への交付金等の交付は行わないこと。
- 1 地方公務員法第42条では職員の厚生制度の実施は、市の責務として規定されており、その適切な実施を行うこと。

以上、決議する。

平成18年11月22日

磐 田 市 議 会